放課後児童クラブ入級申込等の受付について

令和6年度の放課後児童クラブ入級児童を下記により募集いたします。

記

1. 放課後児童クラブとは

小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない、また、疾病・介護等により 昼間家庭での養育ができない子どもを対象としています。その放課後の時間帯において、適切な遊び 及び生活の場を提供し、子どもの主体的な遊び・生活について年間を通じて継続的に支援し健全な育 成を図ることを目的としています。

2. 対象児童(入級要件)

以下の事由①~⑧により昼間保護者のいない世帯の児童(設置小学校に在籍する1年生~6年生まで)

事由	条件	入所期間
①就労	月 48 時間以上労働することを常態として	必要と認められる期間
	いる場合	(最長で入所した年度末まで)
②妊娠・出産	出産予定日の前6週(多胎の場合は、前14	出産予定日の前 6 週(多胎の場合
	週)~産後8週の期間を含む月単位の期間	は、前 14 週)~産後 8 週の期間を
	にある場合	含む月単位の期間
	産後8週の期間を終えた後、引き続き育児体	*業を取得した場合は、その年度末ま
	で利用可能とする。	
③疾病又は傷害	病気やけが、又は心身に障害がある場合	①と同じ
④介護又は看護	親族等を常時介護又は看護している場合	①と同じ
⑤災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に	①と同じ
	当たっている場合	
⑥就学等	就学や職業訓練のため、児童の養育ができ	卒業予定日又は修了年月日が属す
	ない場合	る月の末日までの期間
⑦社会的養護	社会的養護の必要がある場合	①と同じ
⑧その他	採用(起業、就学を含む)予定月の前1か	①と同じ
	月以内である場合	
	育児休業復帰予定月の前 1 か月以内である	①と同じ
	場合	
	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行	①と同じ
	っている場合	

3. 募集期間

随時

4. 手続方法

(1)提出書類

・入級申込書

・同意書 ※申込年度の前年度1月1日以前で玉野市以外に住民登録をしていた場合は、前年度の市民税・県市民税の納税通知書の写し、または前年度の所得課税証明書の写し (所得に応じてかかる市民税の所得割額が記載されたもの(源泉徴収票は不可))の提出が必要です。

・添付資料(以下のとおり)

・ <u>添付資料</u> (以下の 事由	添付書類		
①就労	・就労証明書		
	・自営業の場合は、自営の確認できる書類2点		
	(帳簿、領収書、納品書、作付面積の分かる資料(農業)等の写し、等)		
	※同居の祖父母のものは不要です。		
②妊娠・出産	・申立書		
	・就労証明書又は親子健康手帳(保護者と分娩(予定)日がわかるページ)の写し		
③疾病又は傷害	・疾病・障害・介護(看護)申立書		
	・医師の診断書(申立書の下半分)又は障害者手帳の写し		
④介護又は看護	・疾病・障害・介護(看護)申立書		
	・介護保険被保険者証の写し又は障害者手帳の写し又は医師の診断書(申立書		
	の下半分)		
⑤災害復旧	・申立書		
	・り災証明書又は被災証明書の写し		
⑥就学等	・申立書		
	・在学証明書		
	・時間割等の写し		
⑦社会的養護	・申立書		
	・公的機関の文書等		
⑧その他	・申立書		
	【採用予定】		
	• 就労証明書		
	【起業予定】		
	• 就労証明書		
	・起業予定が確認できる書類2点(事業用に購入した物品、機材等の領収書、		
	店舗予定地の賃貸借契約書の写し、等)		
	【就学予定】		
	• 合格通知		
	・時間割等の写し		
	【育児休業復帰予定】		
	• 就労証明書		
	【求職中】		
	・ハローワークの登録証明書等の写し		
	※現在就職活動中の方は、入級月から 3 か月以内に就労証明書を提出いただ		
	けない場合は退級となります。		

- (2) 提出先 各放課後児童クラブへ提出してください。
- ※入級決定に係る日数は、申込書類等を利用希望クラブへ提出後、約一週間程度必要です。 但し、提出書類が整わない場合や不備がある場合この限りではありません。

5. その他 いずれも生活指導・自主的な学習・レクリエーション等を行います。

. その他 いす	れも生活指導・目主的な学習・レクリエーション等を行います。		
開設日	月曜日~金曜日・第1土曜日 (年末年始、お盆、祝祭日はお休み)		
通常時間	月曜日~金曜日(授業終了後~午後5時)		
	第1土曜日(午前8時30分~午後5時 *お弁当が必要)		
冬季時間	授業終了後~午後5時 (冬季時間:11月中旬~1月下旬まで)		
	※冬季には、徒歩で下校する児童の安全対策として、4時30分には「帰りの会」をすませ、暗くならない		
	うちに帰宅させています。4時30分~5時までの間に帰宅する児童の保育は、延長保育に該当しませんが、 必ずお迎えをお願いします。		
東井 な			
夏・春休み 冬休み	午前8時30分~午後5時 *お弁当が必要 午前8時30分~午後5時 *お弁当が必要		
1 2 1 10 x	「日前の時もの力」。「後の時」をおかず当が必要 ※現在、8時開所試行中。 長期休業日のみの受入れは行っていません。		
	※冬休み4時30分~5時までの間に帰宅する児童の保育は、延長保育に該当しませんが、必ずお迎えをお		
	願いします。		
延長保育	午後5時~午後6時		
	午後5時で帰宅しても家庭が留守の子どもたちを対象に、午後6時まで開設して延長保育		
	を実施しています。 ※午後6時までに必ずお迎えをお願いします。		
土曜日保育	祝祭日・年末年始・第1土曜日を除く土曜日(第2~40m5土曜日)		
	午前8時~午後6時 *お弁当が必要 保護者が土曜日も勤めている家庭の子ども達を対象に実施しています。対象は市内の放課		
	い方へ登録してください。学区外になる場合は送迎が原則です。		
	◆持ってくる物…お弁当、水筒、勉強道具(全児童)、着替え(必要な児童のみ)等。		
	※午前6時の時点で「玉野市」に暴風警報等が発令された場合、クラブは閉所します。		
	その後、警報等が解除されても終日クラブは閉所です。		
	暴風警報等…「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「特別警報」「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」		
緊急時対応	玉野市教育委員会発行「非常天災に伴う臨時休業の措置基準」に準じて運営しています。 ************************************		
	常日頃から、緊急連絡先等の確認をして必ず連絡がつくようにしてください。		
	①小学校臨時休業時は、放課後児童クラブも閉所。 ②在校中に注意報発令(暴風警報等が出ていない場合)は、放課後児童クラブは午後1時		
	から開所。		
	③在校中午後1時以前に暴風警報等発令した場合は、放課後児童クラブは閉所。		
	この場合は、学校から保護者に連絡があります。		
	④在校中午後1時以降に暴風警報等発令した場合は、授業中の児童は学校から保護者に		
	連絡があります。		
	既に放課後児童クラブに通所している場合は、放課後児童クラブから連絡をします。 速やかにお迎えをお願いします。		
連絡事項	1 1		
上 理 稍 争 垻	①欠席や遅れる、早退、帰所方法の変更等は必ず保護者が連絡をしてください。 ②お弁当が必要の表記箇所は、購入したもの等持参可。(注文販売無)		
	③放課後児童クラブ利用時間中、習い事など別の活動に参加する場合は帰所になります。		
	④スポーツ安全保険は、クラブ活動中およびクラブと自宅の往復途上が対象です。		
	※上記保険の詳細や対応については、所属クラブにお問い合わせください。		

6. 負担金一覧

1	保護者負担金	世帯の前年度分の市民税による算定			
	*月額欄の下段 () は同	入級児童の属する世帯区分		月額	
	一世帯から2人以上入所				2,700円
	している場合の第2子以	前年度分の市町村民税非課税世帯		(1,350円)	
	降の負担金		前年度分の市町村民税所行	导割課税額が	4,300 円
		前年度分の市町	18 万円未満の世帯		(2, 150 円)
		村民税課税世帯	前年度分の市町村民税所行	导割課税額が	6,500円
			18 万円以上の世帯		(3, 250 円)
		以下、玉野市放課後児童クラブ条例施行規則から抜粋。			
		この表における市町村民税所得割課税額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条			
		第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314			
		条の8及び314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の			
		2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2			
		項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。この場合において、保			
		護者が、当該年の1月1日現在において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19			
		第1項の指定都市区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者の所得割の額は、			
		同日に玉野市に住所	同日に玉野市に住所を有していたものとして計算するものとする。		
		前項に規定する所得割額を算定する場合において、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法			
		施行令(昭和39年政	施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する母又は同令第2条第2号に規定す		
		る父に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号又は同条第			
		3項の規定を適用す	るものとする。		
	保護者負担金の減免	保護者負担金の減額又は免除の対象となる場合 月額			
	(所定の申請書を提出	(1)入級児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の 免除			
	した翌月から適用)	規定による被保護世	帯(単給世帯を含む。)		32,74
		(2)入級児童の属する	る世帯が母子及び父子並びに寡婦	福祉法(昭和39	第2子1,000円減額
		年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2子以降500円減			
		第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養して 額			
		おり、上記の市町村			
		(3)入級児童の属する世帯が死亡又は別離を理由として、当該年度中			
		の合計所得金額の見込額が当該世帯の前年中の合計所得金額の10 半額			
		分の6以下となると	認められるとき		
	の世帯区分にかかわらず、				
2	おやつ代	1ヶ月1,000円			
3	育成会費	1ヶ月500円	<u> </u>		
4	スポーツ安全保険	年間 800 円	<u> </u>		
	は希望者のみ、予め申込用				
5	春休み保育	500円			は保育開始前日までの
6	夏休み保育	1,500円		連絡に限る。	
7	冬休み保育	500 円	-		
8	延長保育	1ヶ月 500円			は月末まで。月初めに
9	土曜日保育	1ヶ月2,000円	+おやつ代200円		等の理由で届出が未提
				出の場合は料金	が発生する。
	*注)各自担余等は	日割対応をおこなって	いもせん。		

*注) 各負担金等は日割対応をおこなっていません。

※注意事項

- ・申込時に放課後児童クラブの負担金等を滞納している世帯は別途支払計画書の提出が必要です。提出がない場合は入級ができません。また、計画書を提出しても計画どおりに支払わず、催促にも応じない場合は退級していただきますのでご留意ください。
- ・計画書の提出有無にかかわらず、今年度末の段階で全額未払いの世帯は入級ができませんのでご留意くだ

7. 設置区域及び連絡先

小学校	クラブ名	連絡先	住所	
田井	どろんこ①	(0863)31-8193	田井3-4-1	
	どろんこ②	(0863) 32-2901	田井3-4-1	
築港	ぺんぎん	(0863)21-3778	築港3-15-1	
宇野	のびっこ	(0863) 32-5044	宇野2-23-1	
玉原	わんぱく	(0863)31-8198	玉原2-22-1	
日比	にこにこ	(0863)81-0086	御崎1-1-1	
二目比	ひまわり	(0863)81-1388	明神町1-1	
荘内	はと①	(0863)71-2938	木目555	
	はと②	(0863)71-2940	木目555	
	はと③	(0863)71-6385	木目555	
	はと④	(0863)71-1666	木目558-1	
八浜	たんぽぽ	(0863)51-3203	八浜町波知29	
大崎	はっする	(0863) 51-3577	東七区3-3	
後閑	ともだち	(0863)41-2234	後閑1487-2	
胸上	いるか	(0863)41-2338	梶岡639	
玉	つばさ	(0863) 31-2048	玉6-20-22	
山田	ほし	(0863)41-2445	山田422	
鉾立	なかよし	(0863) 66-5336	北方1274	

※田井・荘内は児童数が多い為、敷地内で分割。(お住まいの地域で決定します)

【問い合わせ先】

*各放課後児童クラブ

Tu:上記連絡先

*玉野市社会福祉協議会 総合福祉課

Tel: (0863) 32-1104

*玉野市健康福祉部 こどもみらい課

Tel: (0863) 32-5554